

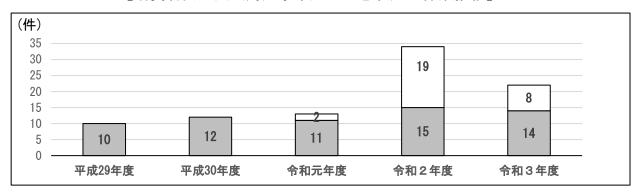
令和4年5月20日

令和3年度における消費者安全法(財産分野)の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者によりなされ、消費者に財産上の被害が生じる事態に対して、消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定に基づく措置を採り、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

令和3年度における消費者安全法(財産分野)の運用状況は次のとおりです。

【消費者安全法(財産事案)の注意喚起の件数推移】



- (凡例) □ 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案 □ 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

1 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案(14件)

令和3年度は、消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案として、偽の通信販売サイトに関する事案、情報商材販売業者に関する事案、公的機関の名称をかたる事業者に関する事案などについて、14件の注意喚起を行いました。

内訳は下表のとおりです(各事案の詳細は別紙参照)。

く消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案>

事案名	消費者事故等の種類	件数
偽の通信販売サイトに関する注意喚起	〇消費者を欺く行為	7件
カシミヤが含まれるとうたう偽表示商品の販売 業者に関する注意喚起	〇虚偽の広告・表示	3件
情報商材販売業者に関する注意喚起	〇虚偽・誇大な広告・表示 〇不実告知	2件
健康食品の偽物の販売に関する注意喚起	〇消費者を欺く行為	1件
公的機関の名称をかたる事業者に関する注意喚 起	〇消費者を欺く行為 〇消費者を威迫して困惑 させる行為	1件

2 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案(8件) 消費者庁が令和3年度に特定商取引法に基づき行政処分を実施した事案のうち、下表 の事案について、併せて消費者安全法に基づく注意喚起を8件行いました。 内訳は次のとおりです(各事案の詳細は別紙参照)。

< 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案>

事案の概要	消費者事故等の種類	件数
鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注	〇不実告知	7 件
意喚起	〇債務の履行拒否	/ 1 +
「CCP システム」等と称する役務の訪問販売に関する注意喚起	〇不実告知	1件

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室 TEL: 03(3507)9187 FAX: 03(3507)7557

1 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案の概要(14件)

実施日 措置	事案名	概要
R3. 4. 28	無在庫での転売ビジ	secondcash, LTD. (以下「セカンドキャッシュ」という。)は、「SECOND キャッシュ PROJECT」又は
注意喚起	ネスのノウハウを提	「3D Cash Project」と称する副業ビジネス(以下「本件ビジネス」という。)に係るノウハウ又は有
	供するなどとうた	料サポートへの申込みを勧誘する際に、集客用アカウントから送信する LINE メッセージにおいて、
	い、多額の金銭を支	あたかも、費用として 9,800 円を支払って本件ビジネスを始めれば、すぐに、誰でも簡単に、確実か
	払わせる事業者に関	つ継続して1日2万円程度を稼ぐことができるかのように表示していた。
	する注意喚起	また、セカンドキャッシュは、電話で有料サポートへの加入を勧誘する際に、あたかも、有料サポ
		一トに加入すれば、セカンドキャッシュのサポートにより、本件ビジネスを始めてすぐに、有料サポ
		一トの料金を超える金額を確実に稼ぐことができるかのように告げていた。
		しかしながら、実際には、費用を支払っても、具体的なノウハウは提供されないため、本件ビジネ
		スを始めて、すぐに、誰でも簡単に、確実かつ継続して1日2万円程度を稼ぐことはできないもので
		あった。
		さらに、有料サポートに加入したとしても、そもそも、本件ビジネスは、始めてすぐに、誰でも簡
		単にかつ確実に、高額な有料サポートの料金を超える売上げを上げられるようなものにはなっておら
		ず、また、大手通販サイトの規約では、本件ビジネスのような無在庫での転売は禁止されており、大
		手通販サイトの運営者が無在庫での転売を行っているアカウントを発見した場合にはアカウント停
		止等の措置をとるため、確実に稼ぐことができるようなものではなかった(虚偽・誇大な広告・表示
		及び不実告知)。
R3. 4. 30	有名なブランドのロ	「STAUB」、「TOPVALU」及び「FELT」と称する公式サイト等の各偽サイト並びに「DIY 工具雑貨店」
注意喚起	ゴを盗用した偽の通	及び「レディースファッション通販」が運営する偽サイト(以下「本件5偽サイト」という。)は、SNS
	信販売サイトなどに	広告や検索サイトを経由して本件5偽サイトにアクセスした消費者に、通信販売サイトであると誤認
	関する注意喚起	させて商品を注文させ、これにより、注文した商品が届かなかった(消費者を欺く行為)。

実施日 措置	事案名	概要
R3. 7. 21	フリーマーケットサ	令和3年5月、フリーマーケットサイト「ラクマ」において「遠藤」等と名乗る出品者は、「エクエ
注意喚起	イトにおける健康食	ル 120 粒 (30 日分) ×12 袋セット 大塚製薬 (¥38,000) がフリマアプリ ラクマで販売中♪」等
	品の偽物の販売に関	と、エクエルの正規品を出品しているかのように表示し、エクエルの正規品が出品されていると消費
	する注意喚起	者を誤認させて購入を申し込ませ、エクエルの偽物を送っていた(消費者を欺く行為)。
R3. 10. 26	消費者庁などの公的	消費者庁等の公的機関又は公的機関であるとの印象を与える名称をかたる事業者は、メール等によ
注意喚起	機関の名称をかた	り消費者を指定のウェブサイトに誘導し、このサイトにおいて、過去の詐欺被害の「和解金」等を受
	り、架空の「和解金」	け取ることができるかのようにかたり、問い合わせてきた消費者に対し、「和解金」受取のための「書
	などの交付を持ち掛	類作成費用」等の名目で金銭を要求していた(消費者を欺く行為)。
	けて金銭を支払わせ	不審に思いメッセージを無視した消費者や、要求どおりに金銭を支払わない消費者に対し、手続を
	る事業者に関する注	継続、つまり金銭を支払わなければ罰則を科せられるなどといった、消費者を威迫するメッセージを
	意喚起	送信していた(消費者を威迫して困惑させる行為)。
R3. 11. 19	写真を貼り付けるだ	Lead 株式会社(以下「リード」という。)は、自社ウェブサイト等において、「Will」と称する副業
注意喚起	けの簡単な作業で儲	ビジネス(以下「本件ビジネス」という。)について、あたかも、写真(画像)をアプリに貼り付ける
	かる副業ビジネスを	という数分の作業をすれば毎回1万円以上を即日得られるかのように表示していたが、実際には、本
	紹介するとして	件ビジネスは、写真(画像)を貼り付けるだけではなく動画を制作・編集して指定の動画投稿サイト
	7,000 円程度のテキ	に投稿するものであり、簡単に短時間で行える作業で毎回1万円以上を稼ぐことは困難であり、収益
	スト教材を消費者に	が即日入金されるものでもなかった(誇大な広告・表示)。
	購入させ、その後に	また、リードは、有料のサポートプランの「シミュレーション金額」について、消費者に対し、サ
	電話勧誘により著し	ポートプランに加入すればシミュレーション金額を必ず達成できるなどと説明していたが、実際に
	く高額な金銭を支払	は、そもそも本件ビジネスによって当該金額を稼げるかどうかは、制作・編集し投稿を行った動画の
	わせる事業者に関す	出来等の事情によって左右されるものであって不確実であり、これまでに有料のサポートプランに加
	る注意喚起	入することによってシミュレーション金額に相当する利益を得ることができた者は一人もいなかっ
		た(断定的判断の提供)。

実施日 措置	事案名	概要
R3. 12. 17	デジタルプラットフ	デジタルプラットフォーム事業者が運営するショッピングモールサイトにおいて、teamma、ailan
注意喚起	ォーム事業者が運営	国際貿易及び Hoomoi JAPAN は、それぞれ、ストールについて、カシミアが含まれているかのように
	するショッピングモ	広告を行い販売していたが、いずれもカシミヤは含まれていなかった(虚偽の広告・表示)。
	ールサイトにおいて	
	カシミヤが含まれる	
	とうたう偽表示商品	
	の販売業者に関する	
	注意喚起	
R4. 3. 9	人気ブランド公式通	「アイリスプラザ」及び「BRUNOonline」と称する公式通信販売サイトの各偽サイトは、検索サイト
注意喚起	信販売サイトを装っ	の広告を経由して各偽サイトにアクセスした消費者に、各偽サイトが公式通信販売サイトであるかの
	た偽サイトに関する	ように装って消費者を誤認させて商品を注文させ、これにより、注文した商品が届かなかった(消費
	注意喚起	者を欺く行為)。

2 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案の概要(8件)

実施日 措置	事案名	概要
R3. 6. 4	ピクセル&プレス株式会社	VISION 株式会社及び株式会社レセプション(以下併せて「ビジョンら」という。)は、連携
注意喚起	の名義で行われる「CCPシス	共同して、IP 電話機能、カラオケ、ゲーム等複数種類のアプリケーションが読み込まれたとさ
	テム」又は「SHKビジネス」	れる「ライセンスパック」と称するカード型 USB メモリ(以下「本件商品」という。)を、本件
	と称する役務の訪問販売に	商品を購入した相手方(以下単に「相手方」という。)から賃借した上で、本件商品に読み込ま
	関する注意喚起(VISION株	れたアプリケーションを第三者に有償で利用させる事業に用いて、当該事業により得られた収
	式会社等と同種又は類似の	益から、本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を、3年間にわたり 36 回に分
	消費者事故等のおそれにつ	けて相手方に支払うとされる「CCPシステム」又は「SHKビジネス」と称する役務を提供する事
	いて)	業において、特定商取引法に違反する行為をしていた(不実告知)。
		ビジョンらのために勧誘を行っていた者が、引き続きピクセル&プレス株式会社名義で「CCP
		システム」又は「SHK ビジネス」と称する役務の提供契約締結の勧誘を行うなど、ビジョンら
		による消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(不実告知)と同種又は類似の行為がピ
		クセル&プレス株式会社の名義で繰り返し行われる可能性が高いと認められた。
R4. 2. 25	「鍵のレンジャー」、「鍵の	Rセキュリティ株式会社(以下「Rセキュリティ」という。)及び株式会社鍵は、連携共同し
注意喚起	レスキュー」、「鍵の出張2	て、鍵をなくして困っている消費者からの依頼を受けて、消費者宅や車・バイク等がある場所
	4時間センター」、「鍵の1	等消費者が鍵のトラブルで困っている場所(以下「訪問先」という。)に作業員を訪問させ、訪
	10番24時間」、「鍵のラ	問先において、鍵の開錠・修理等に係る役務を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」
	ッキーセブン」、「カギの2	という。)の申込みを受け、又は本件役務提供契約の締結をしていたところ、Rセキュリティ及
	4時間救急車」、「カギの1	び株式会社鍵が、「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」と称し
	10番」、「鍵の110番救	てウェブサイトを開設するとともに、「鍵の110番24時間」(株式会社鍵の110番・水道
	急車」と称して行われる鍵	110番名義で開設)、「鍵のラッキーセブン」(株式会社レスキュー名義で開設)、「カギの24
	の開錠・修理等に関する役	時間救急車」(株式会社24時間救急車名義で開設)、「カギの110番」(株式会社110番名
	務の取引に関する注意喚起	義で開設)、「鍵の110番救急車」(株式会社110番救急車名義で開設)とそれぞれ称するウ
		ェブサイトを開設する関連事業者5社と一体となって、本件役務提供契約をクーリング・オフ
		することができるにもかかわらず、あたかもできないかのように告げており(不実告知)、ま

実施日 措置	事案名	概要
		た、本件役務提供契約の解除をした者に対し、正当な理由なく、本件役務提供契約に基づき受
		領した金銭の一部を返還しないなど、本件役務提供契約の解除によって生ずる債務の履行の一
		部を拒否した(債務履行拒否)。

消費者安全法(財産事案)に基づく事案調査の流れ

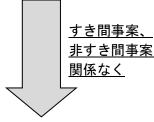
端緒

- 提供された情報の分析
- 調査対象事案の選定(消費者の財産被害の発生等の観点から)



調査

- 関連事実の調査、消費者からの被害聴取
- 消費者事故等(法第2条第5項第3号)の特定 等 さらに、
 - 多数消費者財産被害事態(法第2条第8項)に該当するか
 - すき間事案か否か 等



非すき間事案に 関係なく

注意喚起

(法第38条第1項)

消費者被害の発生又 は拡大の防止のため消 費者の注意を喚起



勧告 (行政指導) (法第 40 条第 4 項)

事業者へ不当な取引 の取りやめなどを勧告



命令(行政処分) (法第 40 条第 5 項)

正当な理由なく勧告 に係る措置をとらなか った場合に措置をとる よう命令



罰則

(法第52条、第56条)

命令に違反した場合に は罰則



関係機関への措置要求

(法第39条第1項)

消費者被害の発生又 は拡大の防止のための 措置がある法律の所管 官庁へ措置要求

〇 消費者安全法(抜粋)

(平成二十一年法律第五十号)

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
 - 一・二 (略)
 - 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の 自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われ た事態
- 6 7 (略)
- 8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。
 - 一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、 役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの
 - 二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

(消費者への注意喚起等)

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定 による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等 による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2~4 (略)

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

- 第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。
- 2 (略)

(事業者に対する勧告及び命令)

第四十条 (略)

2・3 (略)

- 4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合(当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生(以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 6~8 (略)

(罰則)

- 第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- **第五十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
 - 一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑
 - 二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑
- 〇 消費者安全法施行令(抜粋)

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

- 第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
 - 二 消費者との間の契約(事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。)に関し、その締結 について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨 げるため、次のイから二までのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であって、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しく は解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不 実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的である商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ (略)

三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四~七 (略)